

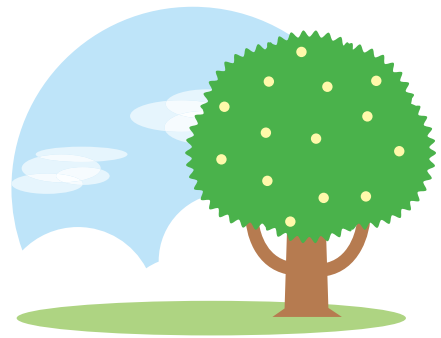


古寺一隅 日本の古寺の美しさは惹きつけられる。大きな古柱に組み込まれた細い木組みの絶妙さに惚れ惚れとさせられ、屋根棟の裏などに目が釘づけにされて飽きが来ない。職人の技の凄さが随所に迫り、遠目に見える風情も一幅の絵である。この古寺に関わり合った宮大工の数は分からないが、庭師などの組み合わせを考えれば、棟梁たるものの大きさが偲ばれる。無言の偉大さに心が打たれ、先人の残した大きな贈り物に感謝したい。(奈良・長谷寺にて)
 フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大が始まります
- 年金委員制度のお知らせ
- 協会けんぽからのお知らせ
 - ・ 海外療養費の申請についてのお知らせ ・ 今里・枚方年金事務所内協会けんぽ出張窓口を終了いたします
 - ・ 第2回 大阪府健康づくりアワード ・ 年に一度は健診を受診しましょう
 - ・ 特定健診(被扶養者さま)受診券発送にかかる住所変更届提出のお願い

職場内で回覧しましょう

短時間労働者に対する 厚生年金保険・健康保険の 適用拡大が始まります



平成28年10月1日から、**特定適用事業所**に勤務する**短時間労働者**は、新たに厚生年金保険等の適用対象となります

- 短時間労働者が厚生年金保険等の適用対象となると、将来、基礎年金に加え、報酬比例の厚生年金を受け取ることができるようになるなど、所得保障が手厚くなります。
- 特定適用事業所および短時間労働者の要件については、以下をご覧ください。

特定適用事業所の要件

【法人・個人・地方公共団体に属する適用事業所】

- 同一事業主の適用事業所^{注1}の厚生年金保険の被保険者数^{注2}の合計が、1年で6カ月以上、500人を超えることが見込まれる場合は、特定適用事業所として短時間労働者の適用拡大の対象となります。

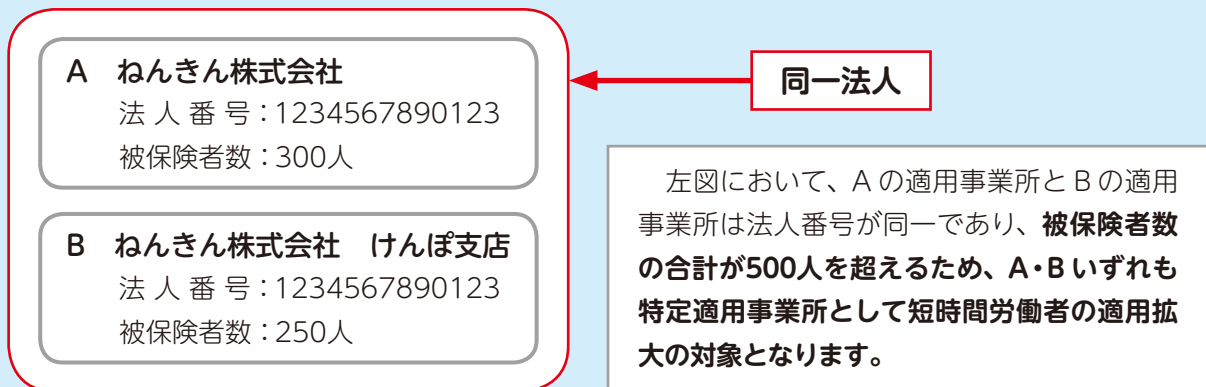
注1 同一事業主の適用事業所

次に該当する適用事業所の単位となります。

- 法人事業所……法人番号が同じ適用事業所を指します。
- 個人事業所……現在の適用事業所を指します。
- 地方公共団体……法人番号が同じ適用事業所を指します。

注2 短時間労働者を除き、第2号～第4号厚生年金被保険者である共済組合員を含みます。

(法人番号が同じ適用事業所のグループのイメージ)



【国に属する適用事業所】

国の機関（立法・司法・行政）をすべて合わせて一つの単位として特定適用事業所に該当するかを判断するため、国に属するすべての適用事業所が特定適用事業所として短時間労働者の適用拡大の対象となります。

短時間労働者の要件

勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、以下の①～④のすべてに該当する方が適用拡大の対象となります。

① 週の所定労働時間が20時間以上であること

週の「所定労働時間」とは、就業規則、雇用契約書等により、その者が**通常の週に勤務すべき時間**をいいます（雇用保険の取り扱いと同様です）。

【「所定労働時間」が週単位で定まっていない場合の算定方法】

- **1カ月単位**で定められている場合
 - 1カ月の所定労働時間を12分の52で除して算定します[※]。
 - （特定の月の所定労働時間に例外的な**長短がある**場合は特定の月を除いて算定します）
- **1年単位**で定められている場合
 - 1年間の所定労働時間を52で除して算定します[※]。
- 1週間の所定労働時間が**短期的かつ周期的に変動**する場合
 - 平均により算定します。

注 1年間の月数を「12」、1週間の週数を「52」として週単位の労働時間に換算するものです。

② 雇用期間が1年以上見込まれること

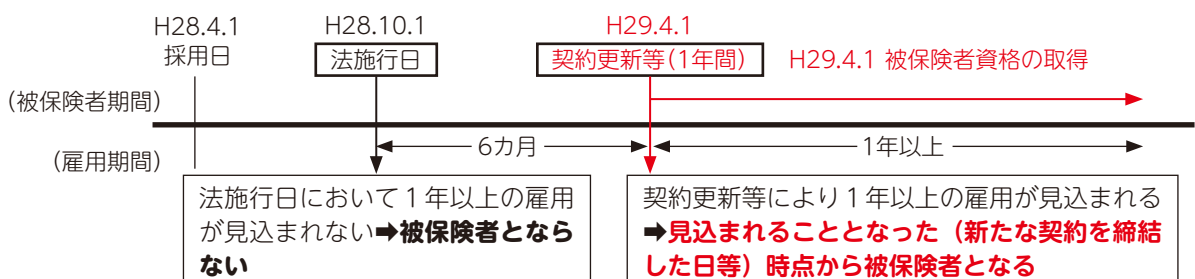
- **期間の定めがなく**雇用される場合
- **雇用期間が1年以上**である場合
- **雇用期間が1年未満**であり、次のいずれかに該当する場合
 - 雇用契約書に契約が更新される旨または更新される可能性がある旨が明示されている場合
 - 同様の雇用契約により雇用された者について更新等により1年以上雇用された実績がある場合

※雇用期間が1年以上見込まれるか否かの判定日等について

雇用契約の始期において、雇用期間が1年以上見込まれる場合は**被保険者**となります。ただし、**法施行日（平成28年10月1日）より前から引き続き雇用されている方**については、法施行日から起算して雇用期間が1年以上見込まれるか否かを判定します。

また、当初は雇用期間が1年以上見込まれなかったものの、契約更新等により、**その後に1年以上雇用されることが見込まれることとなった場合は、その時点（契約締結日等）から被保険者**となります。

例 平成28年4月から平成29年3月末までの契約（契約更新が明示されておらず、同様の雇用契約により雇用された者が更新等により1年以上雇用された実績もない場合）の労働者が契約更新等となったとき（下図を参照）



③ 賃金の月額が8.8万円以上であること

週給、日給、時間給を月額に換算したものに、各諸手当等を含めた所定内賃金の額が、8.8万円以上である場合となります。ただし、次に掲げる賃金は除きます。

【除外対象】

- ・臨時に支払われる賃金および1月を超える期間ごとに支払われる賃金
(例. 結婚手当、賞与等)
- ・時間外労働、休日労働および深夜労働に対して支払われる賃金
(例. 割増賃金等)
- ・最低賃金法で算入しないことを定める賃金
(例. 精皆勤手当、通勤手当、家族手当)

※なお、被保険者資格取得届、算定基礎届等の届出をしていただく際の「報酬月額」については、短時間労働者についても一般の被保険者と同様に、臨時に支払われる賃金以外の時間外手当、精皆勤手当、通勤手当等も含めて届出をしていただくこととなります。

④ 学生でないこと

生徒または学生は適用対象外となります（雇用保険の取り扱いと同様）。

〔大学、高等学校、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上の課程に限る）等に在学する生徒または学生〕

ただし、次に掲げる方は、被保険者となります。

- ・卒業見込証明書を有する方で、卒業前に就職し、卒業後も引き続き同じ事業所に勤務する予定の方
- ・休学中の方
- ・大学の夜間学部および高等学校の夜間等の定時制の課程の方等

【被保険者の取り扱いに係る留意事項】

1. 短時間労働者（4分の3未満）の標準報酬月額算定にかかる支払基礎日数の取り扱い

短時間労働者の算定基礎届・月額変更届等における支払基礎日数は、各月11日以上勤務日数があるかどうかで判断します。

2. 被保険者資格取得の基準変更

被保険者資格取得の基準（4分の3基準）が明確になります。

改正前	改正後
(a) 1日または1週の所定労働時間および1月の所定労働日数がおおむね4分の3以上	(a) 1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が4分の3以上
(b) 被保険者として取り扱うことが適当な場合は、総合的に勘案し、被保険者の適用を判断すること	(b) 廃止

また、4分の3基準を満たさなくても、特定適用事業所に雇用される短時間労働者で、上記の①～④を満たす者は、被保険者となります。

3. 被保険者資格取得の経過措置

法施行日後の4分の3基準や上記の①～④を満たしていない場合であっても、法施行日前から被保険者である方については、法施行日以降も引き続き同じ事業所に雇用されている間は、被保険者となります。

年金委員制度のお知らせ



① 「年金委員」ってなんですか？

年金委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金や国民年金の事業について、会社や地域で啓発、相談、助言などの活動を行う方々です。

年金制度について広く国民の皆さま方に周知するとともに、年金制度への理解と信頼を深めていただくための普及啓発活動を行うため、日本年金機構法第30条に基づき、平成22年1月に設置されました。

② 「年金委員」の種類

年金委員は、活動の範囲により「職域型」と「地域型」の2つに区分されます。

「職域型」は主に厚生年金保険加入の企業内、「地域型」は自治会などの地域において活動していただきます。

③ 年金委員研修を開催しています

(1)全国年金委員研修会（主催：本部）

年金委員活動の活性化を目的とし、年1回、全国の職域型年金委員および地域型年金委員の代表者を対象に研修を実施しています。

(2)地域研修会（主催：主に各年金事務所）

各都道府県において、定期的に研修を実施しており、年金制度に関する情報等を得ることができます。ここで得た情報により、従業員や地域の方々に対して公的年金に関する必要な情報の発信・提供を行うことができます。

また、研修会を通じ、他の年金委員の皆さまとの交流により意見交換の場としても活用されています。研修会の内容として、

- ・年金制度(老齢・遺族・障害)について
- ・今年度における制度の改正(ポイント)について等があります。

④ 年金委員への活動支援

日本年金機構では、年金委員について厚生労働省が示した重点活動内容に基づき、年金委員の皆さまに対する活動支援を行っています。たとえば、活動の基本となる冊子や制度改正に関するリーフレットなどの提供を行っています。

⑤ 年金委員表彰を実施しています

日本年金機構では、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展にご協力いただいている年金委員の方々の活動において、功績等を残された場合に感謝の意を表し、年金事業の一層の推進に寄与することを目的として「年金委員表彰」を実施しています。

毎年、11月頃に多年にわたり年金委員として年金事業の推進にご尽力いただいた皆さまに、厚生労働大臣表彰、日本年金機構理事長表彰、日本年金機構ブロック本部長表彰（平成28年度より日本年金機構理事表彰に名称変更）の授与式が行われます。

⑥ 年金委員になるには

職域型の年金委員は事業主が、日本年金機構に推薦し、厚生労働大臣が委嘱することとされています。地域型の年金委員は市町村や団体からの推薦を受け、日本年金機構から厚生労働省へ推薦します。まずは、最寄りの年金事務所までご相談ください。

協会けんぽからのお知らせ

海外療養費の申請についてのお知らせ

協会けんぽでは、海外療養費の審査効率化などを目的として、各支部で実施している審査および事務処理を、平成28年10月より、神奈川支部で一括して審査等を行います。

海外療養費支給申請のご提出は、**平成28年10月から神奈川支部にご提出ください!**
(各支部にご提出いただいても、神奈川支部に転送されます)

海外療養費とは

海外療養費は、海外旅行中や海外赴任中に急な病気やけがなどにより、やむを得ず現地の医療機関で診療等を受けた場合、申請により一部医療費の払い戻しを受けることができる制度です。

「海外療養費支給申請書」
および必要な添付書類を
ご用意ください。

申請書および添付書類を
神奈川支部にご提出くだ
さい。

神奈川支部で海外療養費
の審査を行います。

神奈川支部から審査の結
果を被保険者に通知しま
す。

平成28年10月
からの
海外療養費申請先

〒240-8515
横浜市保土ヶ谷区神戸町134 横浜ビジネスパークイーストタワー 2F
協会けんぽ 神奈川支部 海外療養費担当グループ 宛

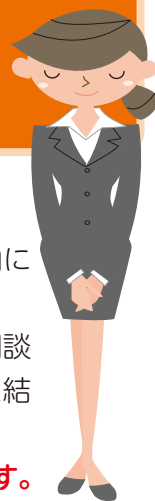
今里・枚方年金事務所内 協会けんぽ出張窓口を終了いたします

終了日 平成28年9月30日(金)

協会けんぽ大阪支部は設立時より、お客さまサービスの円滑な移行を目的として年金事務所内に臨時的に出張窓口を設けてまいりました。

このたび、窓口への来所者数が減少傾向にある一方、郵送による書類のご提出・電話でのご相談が増加していることを踏まえ、窓口の利用状況・維持費などから窓口体制の見直しを行いました結果、**今里・枚方年金事務所内の出張窓口を終了**いたします。

平成28年10月以降は電話でのご相談、郵送による申請をご利用いただきますようお願いいたします。



第2回 大阪府健康づくりアワード ～健康づくりに取り組んで、健康寿命をのばそう～

大阪府域での自主的、主体的な健康づくり活動の奨励・普及を図るために、職場や地域での活動を積極的に行っている団体を表彰します!

応募期間 平成28年7月25日(月)～10月14日(金)

※表彰式は平成29年2月頃を予定

\\くわしくはこちらをクリック!//

大阪府 アワード 検索

お問い合わせ先

大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課
TEL: 代表06-6941-0351(内線2524)

全国健康保険協会 大阪支部

(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)

協会けんぽからのお知らせ

年に一度は健診を受診しましょう

協会けんぽでは健診費用を補助しています



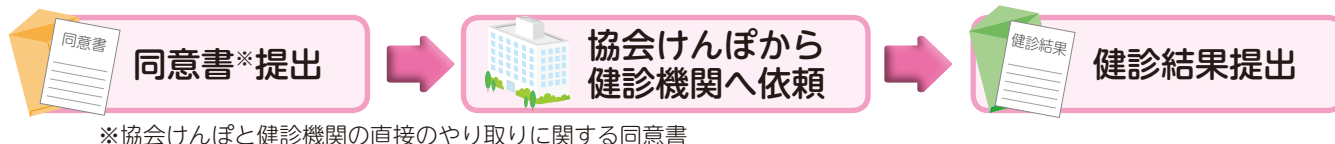
●被保険者(ご本人)さま【生活習慣病予防健診(定期健診との代替も可)】

種類	検査項目	受診者負担額上限額 (協会けんぽ補助額)	対象者
一般健診	診察等、身体計測、血圧測定、血糖検査、血中脂質検査、肝機能検査、尿検査、心電図検査 胸部、胃部エックス線検査、便潜血反応検査 (肺がん・胃がん・大腸がん検査)	7,038円 (11,484円) <small>(健診機関により異なります)</small>	35歳～74歳の被保険者 (ご本人)さま

その他、付加健診、乳がん検診、子宮頸がん検診、肝炎ウイルス検査もごさいます(別途負担要 年齢条件有)。

生活習慣病予防健診を受診しない場合は(事業者健診結果データ提供のお願い)

労働安全衛生法に基づく事業者健診を受診された場合は、その結果データ(40歳以上の方)の提供をお願いします(健診結果に応じて、「特定保健指導」を受けていただけます)。



特定保健指導・健康相談(実施費用は協会けんぽが負担します)

生活習慣病を発症するリスクが高いことが予想される40歳以上の加入者さまを対象に、「特定保健指導(健康相談)」を実施しています。保健師または管理栄養士が、食事や運動による生活習慣改善策の提案、継続フォローなど、6カ月間サポートさせていただきます。

特定健診(被扶養者さま)受診券発送にかかる住所変更届提出のお願い

平成29年度につきましても本年同様に被保険者(ご本人)さまの住所宛に被扶養者(ご家族)さまの受診券をお送りいたしますが、郵便物が届かない場合は、その後、事業所さまへお送りさせていただくこととなります。つきましては、**被保険者(ご本人)さまの住所が変更になった場合には、管轄の年金事務所に「健康保険・厚生年金被保険者住所変更届※」を提出いただきますようよろしくお願いいたします。**

※日本年金機構のホームページからダウンロードできます。

留意点

- 住所変更のお手続きのタイミングによっては、変更後の住所が平成29年度の受診券に反映されない場合がありますので、ご了承をお願いいたします。
- 平成29年度においても、住所変更や被保険者(ご本人)さまが被扶養者(ご家族)さまと同居していないことなどにより、お送りできなかった方などの受診券については、事業主さま宛にお送りしますので、被扶養者(ご家族)さまのお手元に届くようご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

協会けんぽ 大阪

検索

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階